

明石市児童健全育成支援システム設置要綱

(設置)

第1条 地域、関係機関及び関係団体が一体となって、児童に対する虐待の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止並びに児童の非行及び犯罪の未然防止を図るとともに、児童の健全育成に向けた施策を総合的に推進するため、明石市児童健全育成支援システムを設置する。

(構成)

第2条 前条の目的を達成するため、明石市児童健全育成支援システム（以下「こどもすこやかネット」という。）に、全体会、支援策検討関係機関課長等会議（以下「所属長会議」という。）、支援策検討関係機関実務者会議（以下「実務者会議」という。）及び地域サポート会議を置き、これらの連携を図る。

(全体会)

第3条 全体会は、こどもすこやかネットに関する報告及び次に掲げる事項の協議を行うものとし、明石市青少年問題協議会条例（昭和36年条例第13号）に規定する明石市青少年問題協議会を全体会として位置づけるものとする。

- (1) 児童虐待等に係る関係機関等相互の情報の共有化、連携及び協力に関すること。
- (2) 児童虐待等に係る予防、早期発見及び早期対応の達成に関すること。
- (3) 児童虐待等の防止に係る啓発活動の推進に関すること。
- (4) こどもすこやかネットの運営に関すること。
- (5) その他児童虐待等の防止に関すること。

第4条 所属長会議は、行政関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）の専門性を有機的につなげ、各関係機関等の機能及び権限を最大限に活用した行動の連携を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童虐待及び問題行動（以下これらを「児童虐待等」という。）の防止、早期発見及び早期対応について、関係機関等が行う事業等の効果的な連携及び協力の推進に関すること。
- (2) 児童虐待等の防止に係る啓発に関すること。
- (3) 児童虐待等に係る実務者会議への支援策の検討の指示及び実務者会議で策定した支援策の評価に関すること。
- (4) 問題行動の広域化など、全市的な対応が必要な場合における各関係機関等の対応、対策及び役割分担の調整に関すること。
- (5) こどもすこやかネットを運営する上での課題の検討に関すること。

(6) その他児童虐待等の防止に関すること。

- 2 所属長会議は、別表第1に掲げる関係機関等の代表者から推薦された者又は推薦された職にある者及び別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 3 所属長会議の座長は、明石市健康福祉部こども室子育て支援課長（以下「子育て支援課長」という。）の職にある者をもって充てる。
- 4 座長は、所属長会議を代表し、会務を総理する。
- 5 座長に事故があるときは、あらかじめその指定する者が、その職務を代理する。
- 6 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 所属長会議の構成員の任期は、構成員がその職に在職する期間とする。
- 8 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる明石市医師会及び明石市民生児童委員協議会の代表者から推薦された者若しくは推薦された職にある者の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 9 前項に規定する構成員は、再任されることができる
(実務者会議)

第5条 実務者会議は、各関係機関等が所有している情報及び問題意識を集約し、共有することにより、児童虐待等の具体的事案に対し、各関係機関等の機能及び権限を最大限に活用した、迅速で、効果的、多面的かつ総合的な指導及び支援を行うため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童虐待等の具体的事案における、個人情報保護について配慮した情報の共有化に関すること。
 - (2) 児童虐待等の具体的事案に係る指導及び支援策の検討並びに各関係機関等の効果的な役割分担及び行動連携の調整に関すること。
 - (3) 地域サポート会議との連携を図り、地域サポート会議及び各地域が取り組むべき支援策に係る協議に関すること。
 - (4) その他児童虐待等の防止に関すること。
- 2 実務者会議は、前条第2項に規定する所属長会議の構成員から推薦された者又は推薦された職にある者及び関連団体から推薦された者をもって組織する。
 - 3 実務者会議は、定期的又は臨時に開催するものとし、所属長会議の座長が、前項に規定する者のうちから児童虐待等に係る事案の検討に必要な者を招集して開催する。
 - 4 実務者会議の進行は、所属長会議の座長が指名した職員が行う。

5 所属長会議の座長が必要があると認めるときは、第2項に規定する者以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(地域サポート会議)

第6条 地域サポート会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 地域における要支援者に対する支援策の検討及び実施に関すること

(2) 地域における虐待防止、非行防止等の啓発活動に関すること

2 地域サポート会議は、地域の支援及び関わりが必要な事案について、幼稚園長、小学校長、中学校長又は子育て支援課長が、当該事案の関係者のうちから必要な者を招集し、開催する。

3 前項の会議は、小学校区単位又は中学校区単位で開催することとし、2以上の中学校区の関わりが必要な事案については、関連中学校区をひとつの単位として開催するものとする。

(要保護児童対策地域協議会)

第7条 全体会、所属長会議及び実務者会議を児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会として位置付ける。

2 明石市健康福祉部こども室子育て支援課を児童福祉法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関として取り扱う。

(秘密の保持)

第8条 全体会、所属長会議、実務者会議及び地域サポート会議の構成員並びにその他の参加者は、その活動を通じて知り得た個人情報について、みだりに他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 全体会、所属長会議、実務者会議及び地域サポート会議の構成員は、その活動目的を達成するために必要な範囲以上の個人の情報を収集してはならない。

3 所属長会議、実務者会議及び地域サポート会議出席者（法律、政令、府令又は省令で守秘義務を課されている者を除く。）は、別に定める秘密の保持に関する誓約書を提出しなければならない。

(庶務)

第9条 こどもすこやかネットの庶務は、健康福祉部こども室子育て支援課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、こどもすこやかネットの運営に関し必要な事項は、健康福祉部長が定める。

附 則（平成16年7月21日制定）

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則（平成18年1月12日制定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
（明石市児童虐待防止ネットワーク会議設置要綱の廃止）
- 2 明石市児童虐待防止ネットワーク会議設置要綱（平成14年11月11日制定）は、廃止する。

附 則（平成18年4月19日制定）

この要綱は、制定の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

別表第1（第4条関係）

明石警察署
兵庫県警察本部明石少年サポートセンター
兵庫県中央こども家庭センター
兵庫県明石健康福祉事務所
明石市医師会
明石市民生児童委員協議会

別表第2（第4条関係）

明石市政策部広報課長
明石市総務部防災安全課長
明石市コミュニティ推進部コミュニティ推進室課長
明石市健康福祉部福祉総務課長
明石市健康福祉部生活福祉課長
明石市健康福祉部障害福祉課長
明石市健康福祉部健康推進課長
明石市健康福祉部こども室子育て支援課長
明石市健康福祉部こども室保育課長
明石市健康福祉部こども室児童福祉課長
明石市教育委員会事務局学校教育課長
明石市教育委員会事務局社会教育推進課長
明石市教育研究所長

<p>兵庫県加古川市</p>	<p>ネットワーク設置年月日：H14.11.1 協議会設置（移行）年月日：H17.4.1</p>
<p>人口：266,224人</p>	<p>子どもの数（15歳未満）：40,303人</p>
<p>調整機関（中心的な職員＝◎） 調整機関の担当課：こども課、6名 ◎職員A 常勤 兼任 職員B 常勤 兼任 職員C 常勤 兼任 保健師 非常勤・専任 家庭児童相談員2 非常勤・専任</p>	
<p>平成18年度会議開催数（見込み） ○代表者会 1回 ○実務者会 10回 ○個別ケース検討会議29回（H19.2末現在）</p>	
<p>協議会メンバー： ○代表者会議：医師会、町内会、社会福祉協議会、民生児童委員、PTA、 人権擁護、児童養護施設、保育協会、警察、こども家庭セン ター、保健所、中学校長会、小学校長会、幼稚園長会 ○連絡会議：こどもセンター、保健所、庁内関係機関 ○事例検討会議：関係機関</p>	
<p>(1) どういう手順で設立し、運営していったのか。</p> <p>①設立まで： ○児童福祉法の改正により、厚生労働省のガイドラインにしたがって、設立。 ○事前に児童虐待防止推進協議会を設置していたため、その要綱と厚生労働省のガイドラインを併せて要綱を作成した。</p> <p>②設立後当初： ○推進協議会の時は研修会や講演会等の開催のみで主だった活動はなかったため、とりあえず協議会の設置に係る事務（告示、代表者会の開催事務等）をすすめ、実際にケースにどのようにかかわっていくかまでは、全くつめておらず、協議会は設置したけれど・・・という状態であった。 ○要保護児童の中には、発達障害や非行も入るということで、どのように対応していくかの不安が大きかった。</p> <p>③1年目： ○当初は担当係長、臨時保健師の設置のみで協議会の告示や代表者会のメンバーの選出等に労を費やし活かしたネットワークづくりについては、あまり考えてなかった。 ○個別ケース検討会を中心に行った。その結果ネットワークの大切さに</p>	

段々と気づいていった。

- まずは、家庭児童相談の中で定期的にケースの見直しを行った。
- 就学前担当機関と就学後担当機関に分けて、主たる担当者を決め、情報の交換をし、関係を築いていった。
- ケースの通告件数が増加していき、ネットワークが機能しないままでは見守りのみになってしまうという危機感から、児童虐待の専門家にネットワークの運営についてアドバイスをもらうようになった。
- 実務者会議については、どのような内容でどれくらいの頻度で開催するかとの知識がなく、当初は庁内の担当機関が集まって、異なったかわりの中で、何を話してよいかわからず、研修会を開催することにとどめたり、要綱改正をし、実務者会の開催回数を減らしたりした。
- 措置権等の権限をもっていることも家庭センターに聞いてもなかなか判断がつかないときもあるが、その場合は子ども家庭センターにも意見が言えるバイザー（教授クラス）を呼んで、事前に打ち合わせをした後、ケース会議を開いた。
- 人間関係をスムーズにすることに重点をおいた。（調整機関内部）
- ある程度の関係ができるまでは、できるだけ顔をあわせるようにするが、各担当者の熱意を見極め、関係が築けそうな機関から着手した。
- DV関係の相談員、母子自立支援員との連携を強めた。

④ 2年目以降：

- 要保護対策担当副課長、家庭支援係が設置された。（人員増加）
- 児童虐待の専門家にアドバイスをもらうことにより、実務者会のあり方について、3年目に向けて要綱を改正するとともに、位置づけや開催の内容を考えた。
- 実務者会議を子ども家庭センター・保健所と就学前担当機関、就学後担当機関、民生児童委員と4つに分けるブロック化を図った。（加古川市の規模では5者会議で定例で集まるほうが効率が良かったため、平成19年度以降は再度一本化する予定）
- ケースにかかわってもらうための、民生児童委員の定期的な研修をはじめた。
- ケースの大変さを庁内の担当機関に理解してもらうため、すべてのケースについて、連絡会（実務者会）で話をし、各課がなぜここにいるかを何度も説明した。
- 市内の虐待事例が新聞に取り上げられたことにより、議会をはじめ上層部の関心が集まったことを利用して、相談員の勤務体制の充実に向けて予算計上を図った。
- 子育て相談（ホットライン）との連携を図った。
- 学校園職員むけのマニュアルを作成し、配布した。

(2) ネットワーク、協議会が設立されて、何が変わったか。

- ケースの通告先が子ども課であるという認識を庁内担当部署をはじめ、教育委員会関係がもち、すべての虐待ケースについての情報を1本化することができた。
- 子ども課と措置機関である子どもセンターとのかかわりが強くなった。
- ケースを役割分担して見守ることができるようになった。

- ケースの定期的な見直しができるようになった。
- 色々な専門家の人のアドバイスを聞く機会が多くなった。

(3) その他（他の市町村へのアドバイスなど）

- 措置権等の権限をもっているこども家庭センターに聞いてもなかなか判断がつかないときもあるが、その場合はこどもセンターにも意見が言えるバイザー（教授クラス）を呼んで、事前に打ち合わせをした後、ケース会議を開く。
- 人員の増加をタイミングをみて人事に訴える。（虐待のケースを例にとってみるのもあり）
- ある程度の関係ができるまでは、できるだけ顔をあわせるようにするが、各担当者の熱意を見極め、関係が築けそうな機関から着手する。
- DV関係の相談員、母子自立支援員との連携を強める。
- 警察との連携は必要。しかし、警察は行政（福祉）ではなく、あくまで司法的な動き方をする場合があるので、慎重に対応する場合あり。
- 代表者会議：年1回～2回開催 約2時間程度 メンバーの虐待に関係する温度差が大きいいため、件数報告や事業計画等に留める。
- 連絡会議（実務者会議）：月1回 第1火曜（未定）約2時間程度。困難ケースや新規ケースについての見直し
- 個別ケース検討会：随時 困難ケースについては、児童相談アドバイザーによるバイズをつける。

加古川市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 要保護児童の早期発見及び適切な保護を行うため、関係機関・団体等との連携の強化を図り、当該児童及びその保護者に関する情報収集や必要な支援等を行うことを目的に、加古川市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 要保護児童についての関係機関・団体等のネットワークの確立に関すること
- (2) 要保護児童及びその保護者に関する情報、適切な保護を図るために必要な情報交換、支援内容に関する協議
- (3) 啓発活動に関すること
- (4) その他要保護児童の対策に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表第1に定める構成員をもって組織する。

(会議)

第4条 協議会は、次の会議を開催する。

- (1) 代表者会議
 - (2) 連絡会議
 - (3) 実務者会議
 - (4) 事例検討会議
- 2 代表者会議は、各年度の協議会の運営方針等を定めるため、協議会の構成員により各年度1回以上開催する。
- 3 連絡会議は、ネットワークの運営に関する情報交換等を行うため、別表第2に定める機関・団体等の担当者により各年度1回以上必要に応じて開催する。
- 4 実務者会議は、すべてのケースについて、状況確認及び検討を行うため、連絡会議の構成員の中から構成員を選任し、各月1回以上開催する。
- 5 事例検討会議は、個別のケースに対応するため、そのケースに関係のある担当者により必要に応じて開催する。

(秘密保持)

第5条 協議会及び会議の構成員は、職務上知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、加古川市福祉部こども支援局こども課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
(加古川市児童虐待防止推進会議設置要綱の廃止)
- 2 加古川市児童虐待防止推進会議設置要綱(平成14年10月10日福祉保健部長決定)は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年4月 日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

別表第1 (第3条関係)

<p>関係機関 ・団体</p>	<p>加古川市加古郡医師会から推薦された者 加古川市町内会連合会から推薦された者 加古川市社会福祉協議会から推薦された者 加古川市民生児童委員連合会から推薦された者 加古川市PTA連合会から推薦された者 加古川市人権擁護委員協議会から推薦された者 児童養護施設から推薦された者 兵庫県保育協会東播磨地区保育協議会加古川支部から推薦された者 兵庫県加古川警察署から推薦された者 兵庫県中央こども家庭センターから推薦された者 兵庫県加古川健康福祉事務所から推薦された者 加古川市立中・養護学校校長会から推薦された者 加古川市立小学校校長会から推薦された者 加古川市立幼稚園園長会から推薦された者</p>
<p>加古川市</p>	<p>市民部 福祉事務所 教育委員会教育指導部</p>
<p>その他市長が特に必要と認める者</p>	

別表第2 (第4条第3項関係)

<p>関係機関 ・団体</p>	<p>兵庫県中央こども家庭センター</p>	<p>家庭支援課</p>
	<p>兵庫県加古川健康福祉事務所</p>	<p>保健指導課</p>
<p>加古川市</p>	<p>市民部</p>	<p>人権施策推進課</p>
	<p>福祉部</p>	<p>福祉総務課 生活福祉課 障害福祉課 つつじ療育園 保育課</p>
	<p>教育委員会</p>	<p>生涯学習推進課 学校教育課 青少年育成課</p>

<p>福岡県前原市</p>	<p>ネットワーク（虐待防止連絡会） 設置年月日：H13.10.1 協議会設置（移行）年月日：H17.10.1</p>
<p>人口：68,872人</p>	<p>子どもの数（15歳未満）：10,953人</p>
<p>調整機関（中心的な職員＝◎） 調整機関の担当課：児童家庭課、2名 ◎職員A 保健師 常勤・専任 嘱託職員B 家庭児童相談員 非常勤・専任</p>	
<p>協議会の構成 ○前原市要保護児童対策協議会設置規程第 3条 ＊協議会は関係機関等に所属する者全てを構成員とする。</p> <p>平成18年度会議開催数（見込み） ○代表者会議 3回 ＊各機関の代表、委嘱はしない。委員の交代は各機関で推薦する</p> <p>○実務者会議 ＊各部会（乳幼児1、学校3、発達支援1、問題行動1）＊3学期 計18回 ＊各機関が担当者を選任</p> <p>○個別ケース会議 100回以上 ＊会議時に設置規程を配布し、構成員であることの確認と共に守秘義務の徹底</p>	
<p>協議会メンバー ○前原市要保護児童対策協議会設置規程第 3条 ＊協議会は関係機関等に所属する者全てを構成員とする。</p>	
<p>(1) どういう手順で設立し、運営していったのか。 （どのようにレベルアップを図ってきたのか。）</p> <p>○虐待防止連絡会設立当初に『前原市における虐待の定義』を作成。 ＊虐待だけでなく気になる子ども、気になる家庭、困っている子ども、困っている家庭を支えることを目的。 ＊それぞれの機関が何をしていかなければならないか、何ができるのかを考え、明言化</p> <p>○上記目的で、協議会の関係機関の役割を認識するとともに、並行してケースワークを児童家庭課も行き、ケース管理をする。</p>	

○相談業務の増加に伴い、中途半端なケース管理ができてきたため（特に小中学生）、関係機関に呼びかけ、ネットワーク会議学校部会の設立を提案。

また、文科省からも福祉部門と教育部門の虐待対応の連携文書が出たため、その文書を活用。

*その後立ち上がる乳幼児、発達支援、問題行動部会も児童家庭課で原案を作成し、代表者会で承認を受ける形で、ネットワーク会議への理解を深めた。

○部会によるネットワーク会議を進めることにより、見守り、支援が必要な家庭全てを網羅し、現在の情報、それぞれの役割、方向性を決める。また、ケースワークを行う上での基本的な考え方を統一。

○個別ケース会議は、それぞれの部会で関係者、役割がわかっているので、問題が発生した度に関係機関を招集、あるいは出向いて協議。調整機関が招集するだけでなく、各機関から招集要請が調整機関である児童家庭課に入る。基本的には電話で招集

○ネットワーク会議の報告は、各委員が個別に情報を管理することがないよう、会議終了後に調整機関である児童家庭課が報告書をまとめ、関係機関に公文書で守秘義務の徹底を依頼し、発送する。

◎ネットワーク、協議会が設立された背景：

○平成13年度、児童福祉に力を入れるというトップダウンの方針で職員を一人配置

◎設立まで：

○虐待防止法の制定により、虐待防止連絡会は作らなければならないものと思っていたため、先に作っていた市町より要綱を取り寄せ、本市にあった内容に変えていった。

○会の主旨を理解し、発展させてもらうために、ケースワークを一緒に行った各機関の代表的な方に、初代の委員を引き受けてもらった。

◎設立後当初：

○虐待防止連絡会は2年任期のため、1期の間話し合った、「虐待の定義」や「各機関の役割」が、任期が変わる度にまた一から始める事の繰り返しだったが、委員が変わることにより、認識が広がった。

○代表者会は各機関から「それぞれの役割」「困っている点」「要望」を掲げて貰い、報告だけの会にならないようにした。

◎虐待防止連絡会から要保護対策協議会への移行：

- 虐待防止連絡会の当初から、“虐待だけでなく、気になる子ども、気になる家庭、困っている子ども、困っている家庭”を対象にしていく方針だったが、国から児童相談が市町村の役割だと明言していただき、対象を広げることとなって、市の立場がはっきりした。
- このため、移行は要綱を今まで以上に動きやすい内容に変更するだけで、大きな組織改正などはなかった。



(2) ネットワーク、協議会が設立されて、何が変わったか。

○ネットワーク会議（各部会ができての変化）

- ①早期発見・早期対応
- ②担当者の負担の軽減
- ③関係機関との連携
- ④担当者の意識変化
- ⑤子どもを取り巻く状況を多方面から分析

(3) その他（他の市町村へのアドバイスなど）

- ケースワークをしていて感じることは、小さな市町で協議会が立ち上がっていない所でも、それぞれの家庭のケースワークは保健師や福祉担当者がきちんと把握して行っている様子が伺える。メンバーが同じになる既存の会（例えば介護保険、障害福祉、健康づくり等）が活用できると思う。
- 大都市の場合、ケースの連絡に非常に戸惑うことがある。問題別に所管が違うが、内部のことはわからないので、調整機関が窓口になると他市との連携が行いやすく、また市民にとっても相談しやすくなる。



前原市における要保護児童対策



～誰もが暮らしやすい

子どもたちの笑顔があふれる

街づくりをめざして～

平成19年3月

前原市民生部
児童家庭課 児童係



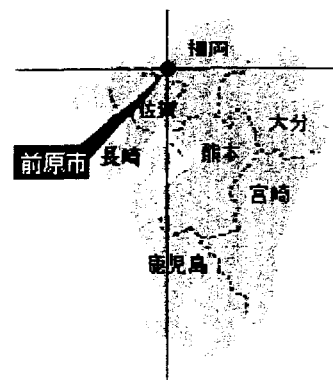
1. 前原市の概要（要保護児童対策を行う上での特徴）

人口 68,872人（平成19年2月現在）

15歳未満人口 10,953人

面積 104.5km²

位置 福岡県の西端に位置し、東に政令都市・福岡市
西は糸島郡二丈町（その西は佐賀県唐津市、旧浜玉町）
北は志摩町（その北は玄海灘）
南は佐賀市（旧富士町、背振山系）に接しています。



前原市は、周囲を海と山に囲まれた自然豊かな田園都市であるが、福岡市の中心とは電車で約30分、都心の通勤通学圏にあり、平成17年10月には市の北東部に九州大学の移転が始まり、人口増加が著しい元気なまちである。

しかし、東は政令市、南西は佐賀県にはさまれ、福岡県の中では陸の孤島というような位置関係で、行政間の連携が非常に取り難い現状もある。

県の児童福祉施設がほとんどない地域で、管轄の児童相談所も1時間半の距離にあり、距離的に継続した利用が困難である。

また、隣接の福岡市は政令市のため、県で実施されるような児童福祉、あるいは母子保健事業が単独で行われているが、近隣市町村の利用枠が少ないために利用が難しい。

このような地理的環境のため、従来から特に母子保健、児童福祉事業に関しては自分たちの手でどうにかしようという気風があり、そのためには多くの関係者の力が必要で、分離されている分だけ地域内の、保健、福祉、医療、教育の各関係機関の連携が従来から根付いている地域である。

2. 施策としての展開

児童虐待防止法が施行され、児童福祉の関係者や市民の関心が少しは高まったものの、依然として虐待という言葉のイメージから、「自分には関係ない」、「そんな事象が周りでは起こっていない」というような言葉が、児童虐待防止連絡会の中でも聞こえた。このため、13年度の連絡会設置当初の取り組みとして、「前原市における虐待の定義」を作成。気になる子ども、気になる家庭、困っている子ども、困っている家庭を支える為に、それぞれの機関が何をしていかなければならないか、何ができるのかを考え、明言化していった。当課は直接的なケースワークと並行しながら、要保護児童対策に関する市の考えを示すとともに、施策としての体系化を進めていった。

平成17年3月作成の「次世代育成支援対策行動計画」では、要保護児童対策の推進を掲げ、10月には「児童虐待防止連絡会設置規程」を廃止し、「前原市要保護児童対策協議会設置規程」に移行。児童虐待のみならず、要保護児童全般を対象に、児童福祉に関する必要施策を提言、実効する体制を整備、推進している。

現在、要保護児童対策協議会では、各機関の情報・問題点の共有化、役割分担を行うためのネットワーク会議を中心に取り組みを進めている。

◎ 第4次前原市総合計画（平成13年度～平成22年度）

～人と自然が共生する文化創造都市前原～

【基本方向】

1. 魅力と交流をはぐくむ都市づくり
2. 自然と共生する快適な環境づくり
3. やさしさと思いやりの安心づくり
4. 21世紀を担う個性豊かな人づくり
5. 活力と創造あふれる産業づくり



◎ 前原市次世代育成支援対策行動計画（前期）

～のびのびと子どもが育つ前原市 2025～20年後の未来へ～

【重点課題】

1. 在宅保育家庭への地域における子育て支援の充実
2. 児童虐待防止対策の充実
3. 子ども等の安全の確保

【基本目標】

1. 地域における子育て支援（地域子育て支援）
2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進（保健）
3. 子ども等の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備（教育）
4. 子育てを支援する生活環境の整備（生活環境）
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進（仕事と家庭の両立支援）
6. 子ども等の安全の確保（安全対策）
7. 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進（要保護児童対策）



◎ 前原市要保護児童対策協議会設置規程

～ 平成17年10月制定 ～

【特徴的なこと】

1. 協議会は関係機関等に所属する者全てを構成員とする。（第3条）
委嘱なし 報酬なし
2. 協議会は代表者会、要保護児童ネットワーク、個別ケース検討会議
によって組織する。（第4条）
3. 要保護児童対策調整機関として前原市民生部児童家庭課を指定する。
（第8条）
4. 協議会の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。（第10条）

3. 要保護児童対応に関する基本的な考え方

虐待を受けている子どもをどうやって救うのかという観点から入ると、関係者の抵抗感があることが、今までの経過の中で分ってきた。前原市においては虐待問題から入るのではなく、広く子どもがいる家庭を支援していくことに主眼をおき、ネットワークの構築を進めている。このため、要支援の段階で対象者を把握し、この段階での支援、見守りに力を入れている。

① 要支援・見守り

図に表したように、この段階では、関係する機関が多く存在し、対象者との関係も取り易い。また、直接子どもに対応している為、情報も多い。万一、要保護のゾーンに移行したとしても、早期発見が可能であり、その問題に関しては児童相談所や児童家庭課などの機関が介入し、早期に共同してケースワークを行うことが可能である。

このゾーンの上の部分の対象者に関しては、1～2年支えれば下のゾーンへ行くという可能性は低く、子どもの成長の段階に応じた問題が新たに発生する確立が高い為、長期的かつ継続的な支援が必要となってくる。

下向きの矢印の方向にいくための支援に関してはそれぞれの機関が今までも日常的に行ってきたことであり、担当者が特別な負担感を感じずに支援していくことが役割であると認識している為、ネットワークを継続していく鍵になっている。

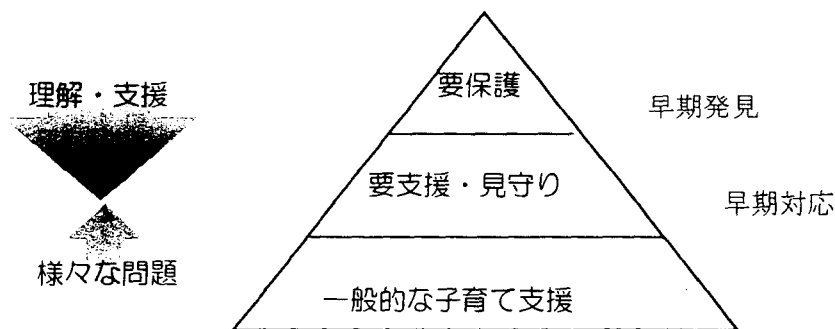
② 要保護

要支援のゾーンから要保護のゾーンに移行してくるケースに関しては、定例の部会で問題点、危険性などの情報が共有されている為、関係者が一人で苦悩することがほとんどなくなった。早急に対応することで重症化することも防いでいる。この段階で対象者と関係を作ることは難しいが、要支援の段階でいずれかの機関が関係をつくれば介入はそんなに難しいものにはならない。問題を解決していくために対象者との関係づくりが一番重要なことである。

このゾーンは児童相談所や児童家庭課、保健所、警察などが担当することが多く、多くの経験の中でそれぞれの担当者の専門性が高く、役割が明確化されているため、日々のケースワークが事例検討のような形で積み重ねられている。

③ 一般的な子育て支援

子育てをする環境が厳しくなったと言われているが、前原市での子育て環境を再度分析する必要性はある。ケース登録の内容では離婚・単身での子育ての増加、未婚・若年妊娠の増加等が著しく、育児の未熟性や社会性の欠如、家族間の支援不足が伺える。しかし、これらの問題は一般的な子育ての中でも共通性があり、18年度中に再度調査し、「次世代育成支援対策行動計画」の中で施策の展開を図っていく方向で進めている。



4. ネットワークの構築

1) ネットワーク構築の経過

○平成11年 4月 児童家庭課に家庭児童相談員1名（嘱託員）

○平成13年 4月 児童家庭課に子育て支援相談業務（室）を設置する。

担当職員を配置（保健師1名）

○平成13年11月 「前原市児童虐待防止連絡会」設置

○平成16年10月 ネットワーク会議「学校部会」の定期開催開始

*（前原市児童虐待防止ネットワーク会議「学校部会」の定例化について参照）

*相談業務の増加に伴い、中途半端なケース管理がでてきたため、3中学校区別にケースカンファレンスを学期毎に行い、情報交換と役割の確認。（H16.4.15 付け厚生労働省雇児総第0415001号『『現在長期学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果』を踏まえた対応について』を活用）

○平成17年7月 ネットワーク会議「乳幼児部会」の定期開催開始

*（前原市児童虐待防止ネットワーク会議「乳幼児部会」の定例化について参照）

*「児童虐待防止連絡会」の中で一番危険な乳幼児期のネットワークの必要性が求められ、母子保健、児童福祉施設の担当者での情報交換、役割確認を学期毎に開始。

○平成17年10月 「要保護児童対策協議会」設置

*協議会は代表者会議、要保護児童ネットワーク会議、個別ケース検討会議によって組織され、市内の関係機関に所属する全ての者を構成員とした。

「要保護児童対策調整機関」として前原市民生部児童家庭課を指定

「前原市児童虐待防止連絡会」を廃止「要保護児童対策協議会」へ移行

「児童虐待防止ネットワーク会議」を「要保護児童ネットワーク会議」へ移行

○平成17年12月 ネットワーク会議「発達支援部会」開始

*（前原市要保護児童ネットワーク会議「発達支援部会」の定例化について参照）

*児童本人が持つ障害等に起因した育て難さによる問題が多くなってきており、家庭環境問題と複合していることも多いため、児童福祉施設、教育機関等の関係機関の対象を広げ、連携を強化する。

*発達障害者支援法の施行

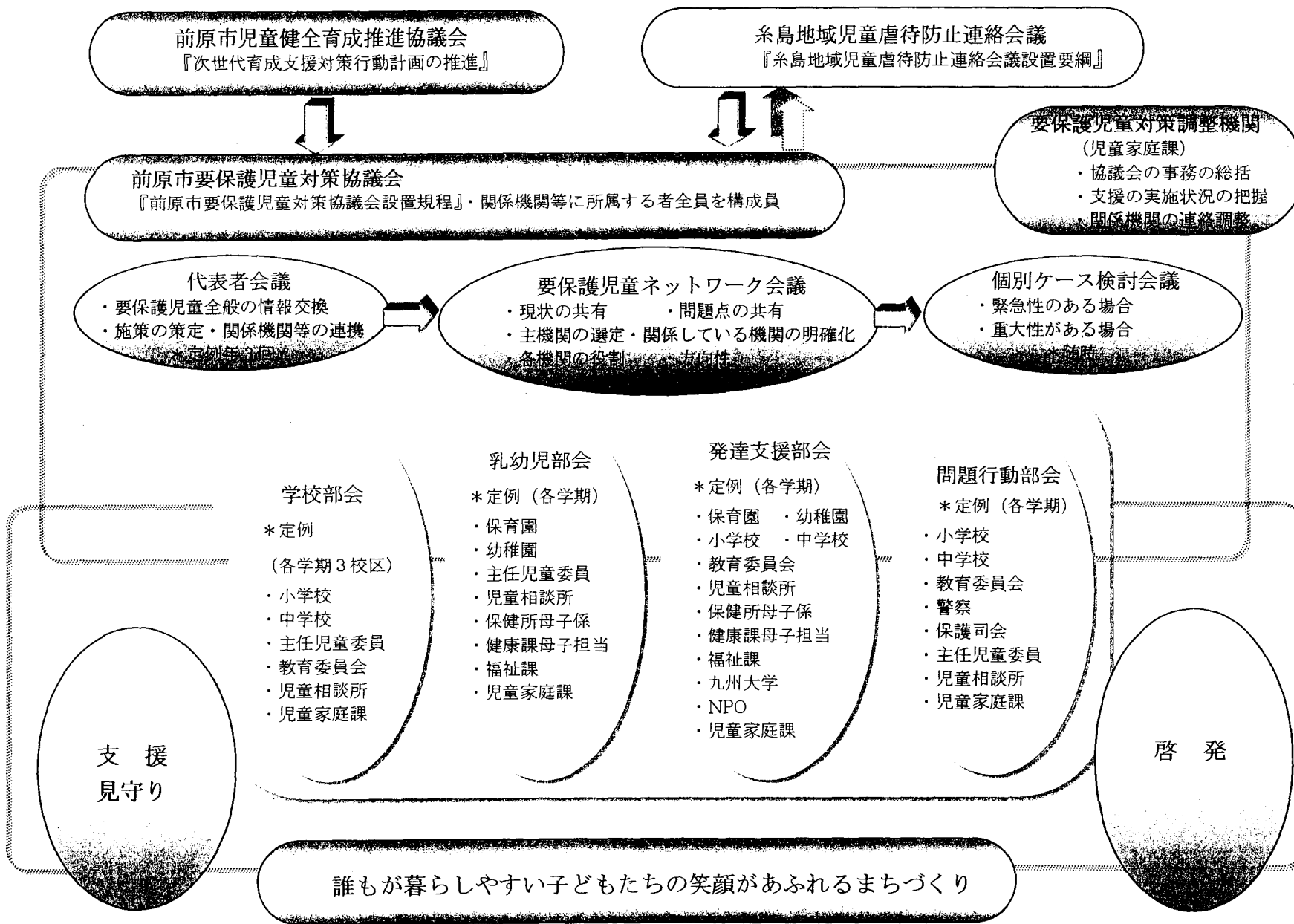
○平成18年12月 ネットワーク会議「問題行動部会」の開始

*（前原市要保護児童ネットワーク会議「問題行動部会」の定例化について参照）

*要保護児童等の相談業務の中には、虞犯・非行等の問題行動も含まれている。家庭環境等の問題も絡み、多くの機関が共同して対応することが求められているため、警察や保護司会等との連携を深める為の組織化。

*（H16.3 文部科学省 『学校と関係機関との行動連携に関する研究』活用）

5. 前原市要保護児童ネットワーク



6. ネットワーク会議を導入しての成果

① 早期発見・早期対応

児童家庭課を情報の集約機関として位置付けたため、あらゆる情報がすばやく児童家庭課に集まるようになった。その時点で関係する機関に連絡を取り、対応を協議する為、介入が早くなるとともに、問題の放置がなくなった。

② 担当者の負担の軽減

ネットワーク会議のために、各機関内では事前の情報交換が行われており、担当者だけが抱え込まずに、組織的に問題を共有する体制に変わってきた。

また、ケース検討をする中で、他機関の対応や問題の解決方法を学ぶ機会にもなっている。定期的な情報交換により問題を埋もれさせて重症化させることがなくなった。

③ 関係機関との連携

各機関の担当者が抱えている問題は同じでも、機関が違う為に連携、共有することが難しかったが、ネットワーク会議の中で顔を合わせることでそのつながりを強化することができた。

関係機関が集まって情報交換しているため、多方面からの情報が入り、問題点、方向性などがいろいろな角度から検討できるようになった。

さらに各機関の役割が明確になったことで支援や見守りが強化された。

④ 担当者の意識変化

虐待や要保護児童等に対する認識が高まり、重症度、危険度が高いケースへの対応が早くなった。

長期的な見守り・支援が必要なケースについても、以前は保護・施設入所等での解決を望むことが多かったが、各機関ができることを掲げ、地域の中での支援を検討できるようになった。

⑤ 子どもを取り巻く状況を多方面から分析

それぞれが抱える問題は違っているが、内容の分類や、統計により子どもを取り巻く状況を多方面から分析することができる。

また、それらの問題点から直接的な事業を展開し、次世代育成支援対策行動計画等に反映し、施策を推進することができる。

■ 相談件数の推移

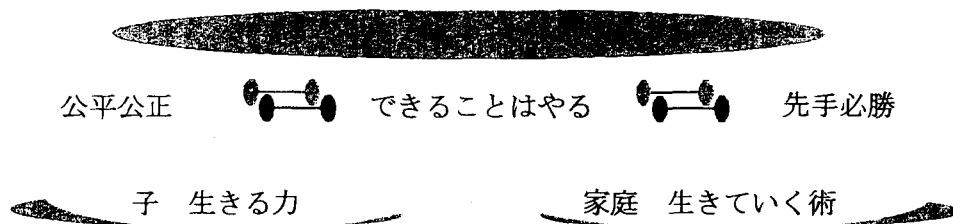
年 度	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7
家庭児童相談 件数 (延べ数)	1 8 7	3 7 3	5 8 5	7 6 0	9 8 6	1 5 2 5	2 0 8 1
ケース登録数 (実数)			1 0 5	1 6 5	1 8 4	2 4 4	4 5 0

家庭児童相談件数は、福祉行政報告例の第60家庭児童相談室における相談報告
ケース登録数は、カルテ管理している数（個人ではなく家族で登録）

7. 児童家庭課（調整機関）の役割

- 1) 困っている人、支援を求めている人を見逃さない。（責任の所在）
- 2) 調整機関として、情報が滞ることがないように絶えず関係機関と連絡を取る。（連携）
- 3) ケース登録をする時は、基本的に直接対象者に会い、対象者との関係をつくる。
（百聞は一見にしかず）
- 4) 子どもの安否確認を含め、必ず現場を確認する。（現場主義）
- 5) 合言葉の実践

前原市の子どもは前原市が責任をもって対応



8. 今後の課題

「乳幼児部会」「学校部会」から「発達支援部会」へと部会を展開していくことで、子の障害も乳幼児期からの家庭環境、親子関係の二次障害であるなどの多面性が分ってきた。今後は、定時的な問題の捉え方だけでなく、乳幼児期・学童期・思春期へと成長に合わせた継続した連携が大切である。

学童期後半から思春期にかけて一番問題となっている、子の問題行動に対応していくために、経年的な連携と問題の分析を行うための「問題行動部会」を設置したことにより、就学時期から地域社会に向けての連携も可能になってきた。

社会的、経済的な問題を抱えた家庭は増えており、親の見本がない家庭では、子どもが非常に厳しい環境に置かれていることは事実である。しかし、子どもはこの町で生まれ、今もこの町で育っていることを考えれば、その環境を特別視しては問題の解決にはならない。

今までの児童福祉の制度はどちらかといえば申請主義であり、支援、見守りが必要な家庭が福祉の制度に乗っていないことも度々あった。

要保護児童対策の目的は、要保護児童に対する理解を深めることにより、そのような状態を見逃すことなく、適切な対応をしていくことである。

子どもに関わる関係者だけでなく、地域全体がそれらの問題を直視し、子育ては個々の家庭の問題ではなく、社会全体で行うという認識を深めていく必要がある。



前原市要保護児童対策協議会設置規程

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定により、要保護児童（法第6条の3に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見やその適切な保護並びに要保護児童及びその家族（以下「要保護児童等」という。）への適切な支援を図るため、前原市要保護児童対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 要保護児童等に関する情報交換並びに要保護児童等に対する支援に係る協議に関すること。
- (2) 関係機関等（次条に規定する関係機関等をいう。以下同じ。）の連携及び協力の推進に係る協議に関すること。
- (3) 要保護児童等に係る広報・啓発活動に関すること。
- (4) その他市長が特に必要と認めること。

(構成員)

第3条 協議会は、次に掲げる関係機関等に所属する者を構成員とする。

- (1) 糸島保健福祉環境事務所
- (2) 前原市立小学校
- (3) 前原市立中学校
- (4) 前原市立小中学校養護教諭部会
- (5) 中央児童相談所
- (6) 前原市教育委員会
- (7) 前原市民生部
- (8) 前原警察署
- (9) 糸島医師会
- (10) 糸島歯科医師会
- (11) 前原市内私立保育所
- (12) 前原市内幼稚園
- (13) 糸島保護区保護司会
- (14) N P O
- (15) 前原市民生委員児童委員協議会
- (16) 学識経験を有する者
- (17) その他市長が特に必要と認めるもの

(組織)

第4条 協議会は、代表者会議、要保護児童ネットワーク会議及び個別ケース検討会議によって組織する。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、関係機関等の代表者によって構成し、要保護児童対策全般についての情報交換、施策の策定、関係機関等の連携のあり方等について協議する。

(要保護児童ネットワーク会議)

第6条 要保護児童ネットワーク会議は、関係機関等で要保護児童等の支援を実際に行っている担当者によって構成し、要保護児童等の実態や支援内容の総合的な把握を行うため、定期的を開催する。

2 要保護児童ネットワーク会議には、必要に応じて部会を置くことができる。

(個別ケース検討会議)

第7条 個別ケース検討会議は、関係機関等で個別の要保護児童等の支援を実際に行っている担当者によって構成し、要保護児童等に対する具体的な支援方針を作成し、確認するため、随時開催することができる。

(要保護児童対策調整機関)

第8条 市長は、法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関として、前原市民生部児童家庭課を指定する。

2 要保護児童対策調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の事務の総括に関すること。
- (2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- (3) その他協議会の運営に関すること。

(会議の招集)

第9条 代表者会議、要保護児童ネットワーク会議及び個別ケース検討会議は、要保護児童対策調整機関が招集する。

(秘密を守る義務)

第10条 この協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由なく、協議会の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(前原市児童虐待防止連絡会規程の廃止)

2 前原市児童虐待防止連絡会規程（平成13年前原市告示第149号）は、廃止する。